

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年5月20日

【事業年度】 第29期(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)

【会社名】 サムティ株式会社

【英訳名】 Samty Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森山 茂

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長兼管理部長 小川 靖展

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長兼管理部長 小川 靖展

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年2月28日に提出いたしました第29期(自平成21年12月1日至平成22年11月30日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

##### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

##### 株式の保有状況

##### 八 保有目的が純投資目的である投資株式

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

##### (1) 連結財務諸表

##### 注記事項

##### (税効果会計関係)

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

#### 第一部 【企業情報】

##### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

##### 株式の保有状況

(訂正前)

#### 八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式					
非上場株式以外の株式	376	261	113		

(2) <省略>

(訂正後)

#### 八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式					
非上場株式以外の株式	—	—	—		

(2) <省略>

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(税効果会計関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (平成21年11月30日)		当連結会計年度 (平成22年11月30日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <省略>		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <省略>	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.6	法定実効税率	40.6
(調整)		(調整)	
交際費等損金に算入されない項目	0.7	交際費等損金に算入されない項目	0.3
住民税均等割	1.0	住民税均等割	0.5
評価性引当額の増減	95.7	評価性引当額の増減	40.3
利子源泉税	1.8	利子源泉税	0.5
所得税額控除	1.7	所得税額控除	0.4
その他	0.4	その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.5

(訂正後)

前連結会計年度 (平成21年11月30日)		当連結会計年度 (平成22年11月30日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <省略>		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <省略>	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	40.6	法定実効税率	40.6
(調整)		(調整)	
交際費等損金に算入されない項目	0.7	交際費等損金に算入されない項目	0.3
住民税均等割	1.0	住民税均等割	0.5
評価性引当額の増減	95.7	評価性引当額の増減	20.8
利子源泉税	1.8	税効果非適用の連結子会社に係る差異	19.5
所得税額控除	1.7	利子源泉税	0.5
その他	0.4	所得税額控除	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.9	その他	0.2
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.5